

広島県病院事業管理規程第四号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月二十九日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
21 (略)	<p>20 防疫等作業に従事する職員が、第七条第一項第一号の規定により管理者が感染症法第六條第二項及び第三項（第二号を除く。）に規定する感染症に相当すると認める感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときは、第十五条第一項（第六條第一号の特殊勤務手当に限る。）の規定は適用しない。</p>	<p>20 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて管理者が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第七條及び第十五條第一項（第六條第一号の特殊勤務手当に限る。）の規定は適用しない。</p> <p>21 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準じると認められる作業に従事した場合にあっては、四千円）とする。</p>
22 (略)	<p>20 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当（第七條（略））</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六條第二項及び第三項（第二号を除く。）に規定する感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症</p> <p>二・三 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>20 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当（第七條（略））</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項及び第三項（第二号を除く。）に規定する感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症</p> <p>二・三 (略)</p> <p>附 則</p>

附 則

この規程は、令和五年六月一日から施行する。